

## 秋田県能代市、三種町および男鹿市沖における協議会（第3回）議事録

### ○日時

令和2年3月30日（月）12時00分～13時30分

### ○場所

秋田キャッスルホテル「4階 放光の間」  
(WEB会議形式にて東京都内の別会場（TKP赤坂駅カンファレンスセンター）と接続)

### ○参加者

経済産業省 清水課長、国土交通省 松良課長、秋田県 石川新エネルギー政策統括監、農林水産省 小林計画官、能代市 齊藤市長、三種町 田川町長、男鹿市 菅原市長、秋田県漁業協同組合 工藤専務理事、秋田県漁業協同組合 佐藤若美地区運営委員長、秋田県漁業協同組合 杉本理事・五里合地区漁業者代表、秋田県漁業協同組合 鎌田理事・北浦地区運営委員長、能代市浅内漁業協同組合 大高代表理事組合長、三種町八竜漁業協同組合 田中代表理事組合長、東北旅客船協会 武内専務理事（ご欠席）、秋田大学 中村教授、秋田県立大学 杉本教授、秋田大学 浜岡教授、東京大学 松本客員准教授、環境省 鈴木室長補佐

### ○清水新エネルギー課長

定刻になりましたので、ただいまから再エネ海域利用法に基づく秋田県能代市、三種町および男鹿市沖の協議会を開催いたします。

本日は、ご多忙のところご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、新型コロナウイルス拡大防止の観点から、ウェブ会議の方式とさせていただいております。また、秋田のほうの会場、それから東京の会場をウェブでつなぐ形としております。また、参加人数を最小限に抑えるため、構成員の皆様方におかれましてはご協力いただきまして、随行者の人数についてのご配慮をさせていただきつつ、また手洗い等の防止策を講じているところでございます。あわせて、本協議会の運営補助職員につきましても人数を最小限というふうにさせていただいております。そのため、構成員の皆様方にご不便をおかけする点多々あるかと思いますが、何とぞご理解をいただけますようお願いいたします。

さて、本日の協議会を始めたいと思いますが、本協議会の構成員の皆様方につきましては、ご紹介は本日、割愛させていただきます。

昨年12月26日に第2回の協議会を開催したところでございますが、その際に、能代市様から、風力発電設備とテレビ電波に関する専門家のお話を聞きたいということで、専門家をお呼びして情報提供いただきたいということでご意見を頂戴しているところでございます。この観点から、本日、専門家の方にお越しいただいております。NHKエンジニアリングシステムの技術主幹の伊藤泰宏様でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

#### ○伊藤技術主幹

よろしくお願いいたします。

#### ○清水新エネルギー課長

さて、本協議会につきましては、昨年10月8日に開催いたしました第1回の協議会におきまして、座長として秋田大学の中村先生にご就任いただいております。

では、中村先生、以後のご進行をよろしくお願いいたします。

#### ○中村座長

承知いたしました。どうぞ皆様、よろしくお願い申し上げます。

まず始めに、報道関係者の皆様に連絡させていただきます。前回と同じく、協議会の運営に支障を来さないように、これ以降の撮影はご遠慮していただきたいと考えております。あと、新型コロナウイルス拡大防止のため、各社1名とさせていただきますので、これについてもご理解とご協力のほどお願い申し上げます。

本協議会の公開の方法でございますが、今回も、会場の様子をインターネットのYouTubeにより生配信するというようにしておりますので、ご理解とご協力のほどお願い申し上げます。

それでは、事務局から資料全体の確認をしていただいた上で、議事(1) 専門家からの情報提供及び前回の補足事項等に入りたいと思います。

まずは、事務局より資料の説明をお願いいたします。

#### ○清水新エネルギー課長

それでは、事務局のほうから資料の説明をさせていただきます。まず、全体の資料の構

成ですが、議事次第のところがございますが、1枚目のところの4ポツのところ配付資料ということで、資料1から7ということで出席者名簿、配席図、それから協議会の説明資料、資料4で伊藤様のプレゼン資料、資料5で促進区域の案、それから6でとりまとめの案、それから7で旅客船協会からのご報告ということで、参考資料1、2というふうにつけさせていただいております。もし過不足、特に不足がございましたら、お近くのスタッフのほうにお声掛けいただければと思います。

資料3の説明をさせていただければと思いますが、資料3をめくっていただきまして、本日の説明につきまして、まず最初に、先ほどご紹介させていただきました伊藤様からの情報提供ということで、済みません、資料3をめくっていただきまして、最初の1ページ目のところで、「専門家からの情報提供及び前回の補足事項」というページがあるかと思えます。まず最初に、今申し上げましたとおり、専門家からの情報提供ということで伊藤様からご説明をいただければと思います。その後、第2回協議会を踏まえた補足事項ということで、事務局のほうから説明をさせていただきたいと思えます。

まず、伊藤様のほうから、「風力発電設備によるテレビ受信障害と対策について」というお題目でご説明をしていただければと思います。それでは、伊藤様、よろしく願いいたします。

## ○伊藤技術主幹

よろしく願いいたします。NHKエンジニアリングシステムの伊藤です。

お手元の資料4に基づきましてご説明させていただきます。1枚めくっていただきまして、今日の内容をざっくりと書いたものなんですけれども、まず、風力発電設備によるテレビ受信障害ということで、一般のテレビ世帯への影響ということで4つありますが、遮蔽障害、反射障害、フラッター障害、あと自然現象による障害の誘発ということで紹介させていただきます。

2番目には、風力発電設備によるテレビ送信所への影響ということで、こちらは放送事業者への影響ということで、特に問題となるのがテレビ中継回線でございますけれども、これへの障害についてご説明します。

最後に、これらの障害が起きた場合に、受信障害の対策方法ということで、アンテナ対策と共聴対策というのがございますが、それについて簡単にご説明させていただきます。

次のページ、3ページ目ですけれども、まず、風力発電設備によるテレビ受信障害の仕

組みの1番目の遮蔽障害というものですけれども、図にご覧のように、テレビ送信所からの電波が風車の支柱によって遮蔽されて弱まることで受信障害が発生することがあるということです。一般的には、風車1本ぐらい、単基では障害はほとんど発生することはないと思いますが、送信所に向かって風車が横並びとなる位置関係にあるときには障害が発生する可能性がございます。遮蔽障害は多くの場合、常にテレビの映り具合が悪いという形になります。

続きまして、めくっていただきまして、反射障害ですけれども、テレビ送信所からの電波が風車の支柱によって反射して、その反射波が受信アンテナに飛び込むことで受信障害が発生することがございます。なお、日本の地上デジタル放送は、反射波への耐性が非常に優れた方式を採用しておりますので、障害はほとんど発生しないわけですけれども、また風車の支柱は円柱形が多いと思いますが、その場合に反射した電波が周辺に散乱することから、反射波は弱まりやすく障害は発生しにくくなるという形になります。

次のページ、5ページ目ですけれども、フラッター障害というものについてご説明します。こちらは、テレビ送信所から受信アンテナに直接届く電波と風車の羽根を透過して届く電波が互いに干渉し合って、羽根の回転によって電波の強さが短時間で変動するなど、電波が乱れてしまうフラッター障害が起きることがあります。この障害につきましては、風車の羽根に比較的強い電波が当たる一方で、受信アンテナから見た電波の到来方向が地形とか樹木で遮られている条件において、散発的に障害が発生することがございます。この障害は、風車の羽根の向きや回転速度のほか、各世帯の受信アンテナの設置場所ですとか、受信設備の状況によっても異なってまいります。

このフラッター障害の補足について6ページ目に書いてあります。電波はあるポイントで通過するわけではなくて、下の図①にありますように、黄色いサークルで描いてありますが、このようにある一定の大きさを持って電波が届きます。この中に電波を遮る地形とか樹木がないときは、風車の支柱と羽根ですね、赤いところは羽根が回転するエリアを示していますけれども、こういったところで黄色い面積が大半を占めますので、こういった場合は大きく遮られることはなく電波が受信アンテナに届きますので、受信障害は発生しにくくなります。

ただ、②の図のように、右側の図ですね、このように電波到来方向の風車に電波を遮る地形とか樹木がある場合は、この黄色いサークルが一部遮られる形になりますので、風車の羽根を透過する電波が支配的になってきます。このような条件のもとでは、羽根に反射

した電波との干渉が大きくなって、更に羽根の回転によって電波が変動して乱れてしまうということがあります。

次のページで、7ページ目ですけれども、更にフラッター障害についてなんです、風車が複数ある場合、③の図のように、送信所から受信アンテナまでの伝搬路に複数の風車が並ぶ位置関係にあるときは、樹木や地形がなくても、風車の羽根を透過する電波が、右下の図にあるように電波が支配的となって、羽根に反射した電波との干渉の影響が大きくなって、更に羽根の回転によって電波が変動し乱れてしまうということが生じてしまいます。

8ページ目につきましては、自然現象による障害の誘発ということで書いてあります。これは今回、おそらく潟上で起きている現象を一部説明していることなのかなと思いますけれども、こちらのテレビ送信所が受信アンテナから海越えで見える場合、秋田で言いますと、大森山というところから送信していますが、そこから海を越えて潟上地区あたりに電波が届くような受信形態になっておるわけです。その場合、海面が時間的に朝夕で変動しますので、電波の反射の影響も変化して電波が乱れることで、風車によって更に電波の乱れが複合して、これで障害が誘発されることがあるということです。

次の9ページ目のところに、これは参考までなんです、今月の秋田港での潮位変化というのが書いてあります。立体的に書いてありますが、横軸が時間です。1時間ごとにプロットしたもので、後ろのほうに行くのが、毎日、1日ごとの変化になります。これは立体的に表していますけれども、大体、数十センチぐらい、秋田港の場合は潮汐の変化が自然現象によってあるということです。

10ページ目に、電波ですから目に見えないですが、それに似たような現象ということで、ちょうど夕日が海越しに沈む写真がございます。太陽が見えますけれども、海面に太陽が3つぐらいに分かれて反射して見えますけれども、このように反射する太陽が非常に複雑な形で反射して受信アンテナに届きます。この間に風車が入りますと、更にその風車の、先ほどの羽根の影響ですとか、そういったものが影響して、更に複合していろんな問題が起きてくるという形になります。

11ページ目は、そのメカニズムを説明したものですけれども、潮位の変化ということで、青いところ、海をイメージしたものがありますが、この潮位が変化することによって、直接波はいつもどおり届くんですが、反射波のほうが、反射するポイントが変わるものですから、電波の位相関係で電波が弱まったり強まったりする。ここに更に風車の影響が複

合して入ってきてしまうということになります。これが自然現象による障害の誘発ということなのです。

ここまでが一般の視聴世帯での影響だったんですけれども、12ページ目に、風力発電設備によるテレビ送信所への影響ということで、特に洋上に風車が建ちますと、その上に電波の回線が通っている場合がございます。図に書いてありますように、テレビの送信所Aからテレビの送信所Bまでテレビの中継回線というのがありますが、この中継回線はマイクロ波回線というギガヘルツ帯を使ったものと、あと一般の家庭で使われている地デジの波を使ってリピートするようなやり方もあります。この両方について共通するんですけれども、電波の経路の途中で風車が建ちますと、電波に影響を与えて、今回、一般の家庭とは違って、テレビ送信所Bへの電波が弱まりますと、テレビ送信所Bの電波を受信する家庭が全部影響を受けてしまう形になりますので、これはかなり規模的には、起きてしまうと大きい障害という形になります。

以上が障害の発生するメカニズムなんですけれども、次の13ページ目のところに障害の対策ということで設けています。まず、アンテナ対策ということなんですけれども、障害の世帯数が少なくて散発的な場合は、各世帯のアンテナ交換ですとか、ブースター設置などのアンテナ対策が考えられます。あと、ほかの送信所の電波を受信できるときは、アンテナの方向を変えることで改善を図ることができる場合もあります。なお、アンテナ対策で改善しない場合は、ケーブルテレビへの加入や共同受信設備の設置が必要になります。

次のページ、14ページ目に、共同受信対策ということで書いてありますけれども、2種類あります。有線の共聴と無線共聴ということで下の図に書いてありますが、障害地域や世帯数がある程度まとまって発生した場合は、共聴対策のほうがコスト的にはメリットがあります。共聴対策は、障害を受けない場所に受信点設備を、受信アンテナを設置して、そこで受信した電波をケーブルを使って各戸へ送り届ける有線の共聴方式と、集落の近くから小規模な電波を出して各戸のアンテナで受信するような無線共聴、ギャップフィラーと呼ばれていますが、こういうものがございます。いずれの方法も、風力発電設備の事業者が設置し、維持管理するという形を取ることになると思います。

以上、簡単ですけれども、風力発電設備によるテレビ受信障害と対策についてご説明いたしました。

○中村座長

どうもありがとうございました。

それでは、構成員の皆様からご意見、ご質問を頂戴したいと思っております。ウェブ会議のためスムーズに指名するのが難しい場合もあるかと思われます。そのため、ご意見のある方ははっきりと挙手をしていただくなど、わかりやすい合図をお願い申し上げます。最初にまず所属と氏名を名乗っていただき、その後発言をされるようお願いいたします。

では、ご質問をお願いいたします。

じゃ、私からよろしいでしょうか。秋田大学の中村でございます。まず、わかりやすい説明、どうもありがとうございました。私ども、少なくとも私は機械工学の人間でございますので、あまりテレビには詳しくなく、映って当たり前だという頭を持っていたものですから、非常に受信障害というのを見て驚いたんですが、先生の話聞いて、潮位の高さによっても影響されるなど微妙なことだということはよくわかりました。

それでもう一つ、今度は別の話なんですが、例えばBS放送のようなものならば、衛星から来ますので影響はないような気がするんですが、それはどうなんですか。まずこれを教えていただければ。

#### ○伊藤技術主幹

衛星放送の場合は、静止衛星で、西南の方向ですね、仰角がかなり取れていますので、かなり近くに高い建物とか風車がないと問題になることはありません。衛星放送の場合は、周波数が12ギガヘルツ帯という非常に高い波を使っていますので、光の性質とすごく近くなっていますので、西南の空が見えるような場所であれば全く問題ないということになります。

#### ○中村座長

わかりました。あともう一つ、特に今回は洋上風車ですから、例えば船舶に乗っておられる方が無線で連絡することがあるかと思いますが、それに対する影響というのはどうなんですか。

#### ○伊藤技術主幹

船舶の無線については、風車からおそらく離れた場所で交信されると思うんですけど、風車のかなり近くですと問題は起きてくると思うんですが、風車がかなり離れた場所

にある場合はそんなに問題ないのではないかなと考えています。

○中村座長

どうもありがとうございました。

では、皆様、何かご質問ございますでしょうか。

○浜岡教授

秋田大学の浜岡と申します。ご説明どうもありがとうございました。風力発電設備によるテレビ受信障害、何となくよくわかった気がしております。それで、今後、秋田で洋上風力がスタートすると、地元に住んでいらっしゃる方の電波がどうなるかということが気になるということではあるんですが、洋上風力の先進地域であるヨーロッパとかで同じような問題というんでしょうかね、が生じているかどうかという現状について、何かおわかりのことがありましたら教えてもらえないでしょうか。

以上です。

○伊藤技術主幹

ヨーロッパにつきましては、テレビの受信形態が大分違っていきまして、相当ケーブルテレビが普及していると聞いております。そういう観点で、風車による電波障害という話は、私の知る限りではあまり聞いたことがありません。

○中村座長

ほか、何かございませんでしょうか。では、よろしいでしょうか。

どうもありがとうございました。今後とも、またよろしく願いいたします。

○松本准教授

先生、恐れ入ります。東京大学、松本でございますが、1件、伊藤様にご質問させていただいてよろしいでしょうか。

○中村座長

はい。よろしく申し上げます。



#### ○松本准教授

よろしくお願いたします。伊藤様、わかりやすくご説明いただきまして、ありがとうございました。洋上風力発電設備の設置場所ですが、事前にNHKエンジニアリング様に設置の場所を見ていただくことによって、かなり電波障害を防ぐことが可能になるのでしょうか。その点、お伺いしたいと思います。

#### ○伊藤技術主幹

事前に情報をいただければ、我々のところに既にそういう問い合わせもいただいていますので、事前にそういうシミュレーションをすることは可能です。ただ、シミュレーションですので、実際に建って、本当に海上伝搬とかいろんな問題がある場合は、そこまで厳密にはシミュレーションできないものですから、そういう問題はあるものの、ある程度はシミュレーションで風車の位置をこの位置にずらしてほしいとか、そういうところは見出すことができるかと思います。

#### ○松本准教授

ありがとうございます。もう一点、追加で質問させてください。仮にそういったシミュレーションをして設置しても、やはり電波障害が発生してしまった場合の対策は、アンテナでの対策や、ケーブルテレビでの対策ということになるのでしょうか。

#### ○伊藤技術主幹

そのとおりです。基本的には、資料にございましたように、障害を受ける世帯数が少ない場合は、個別のご家庭のアンテナの高さを変えたり、あるいはブースターを設置したり、あるいはアンテナを高性能のものに変えていただくというような対策をやります。大規模になる場合は、やはりケーブルテレビに加入していただくですとか、共同受信設備を作っただけという形を取るのが普通でございます。

#### ○松本准教授

ありがとうございました。

○中村座長

ありがとうございました。ほか、ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

では、以上とさせていただきます。どうもありがとうございました。今後ともよろしく  
お願い申し上げます。

○伊藤技術主幹

ありがとうございました。

○中村座長

続きまして、それでは、次に移らせていただきます。事務局のほうから、前回の補足事  
項等に関し説明をお願い申し上げます。

○清水新エネルギー課長

それでは、続きまして資源エネルギー庁、清水のほうから、資料3に基づきまして補足  
事項の説明をさせていただきますと思います。

お手元の資料の、こちらのパワーポイントのほうでございますが、こちらをおめぐりい  
ただきまして、前回のご議論も踏まえて、2点ほどございますので説明をさせていただきます。  
ます。

ページをめくっていただきまして、4ページ目のところでございます。まず、鉱業権に  
ついてということございまして、これはこれまでの回では議論になっていなかったかと  
思いますが、今回議論している海域において鉱業権の設定というものがされておりまして、  
先行利用者の一部ということの位置づけでどのように取り扱うのかということ、経済産  
業省のほうで意向を確認してきた結果についてご報告をさせていただくというものでござ  
います。

4ページ目の資料の青い四角囲いの部分でございますが、経済産業省としては、本海域  
の一部に鉱業法に基づく鉱業権の設定がされているということを確認してございます。当  
該鉱業権を有する者からは、選ばれた事業者、選定事業者様が、洋上風力発電設備の設置  
に当たって、事前に鉱業権者に丁寧な説明・協議を行うということで、事前調整をしっか  
りしていただけるということであれば、特段問題がないというような回答を得ているとい  
うことございまして、この後、ご議論をさせていただきます協議会のとりまとめという

中で、1点こういった点についても記載があれば問題ないというような話でございます。

「なお」でございますが、こうした鉱業権者や鉱区の詳細な情報につきましては、鉱業法に基づきまして鉱業原簿というものが備え付けられておりまして、こちらのほうの閲覧というような仕組みになってございます。そういう意味で、公募を希望される事業者さんにおかれましては、それぞれご確認いただくことで、詳細な内容については把握することが可能と、そういった仕組みになってございます。

それから、めくっていただきまして、次に5ページ目のところで、2つ目の事務局から提示させていただく論点でございますが、基金の設置及び運用に係る透明性の確保についてという点でございます。第2回の協議会におきまして、地域や漁業との共生策といったところについて基金を設置するといったことが一案ではないかというご議論があった際に、自治体以外に基金を設置するといったようなことについて、そういったことを希望するというお声もあり、また透明性の確保ということの議論が必要だといったような様々なご議論があったかというふうに理解をしております。

2つ目のところ、学識経験者の方からは、FIT法に基づく国民からの再エネ賦課金によって成り立っている事業であるといったことで、国民に対する説明責任があるということから、透明性のある基金の制度設計が必要ではないかというお話もございました。こうした点も踏まえまして、地元自治体以外に基金を設置する場合について、一案ということでございますが、透明性の確保という観点から、追加的な方策をとることが考えられないかということで、例としての案をこの下の点々の四角囲いに載せさせていただいております。

自治体以外の場合には、当然、議会における予算の審議といったようなプロセスがおのずから減るということと比較いたしました点で、追加的な方策ということで3つ載せておりますが、まず1点目に、基金設置者は、基金の運用状況や基金残高といったことを管理するための基金台帳というのを備え付けるということで、しっかりと台帳管理をするということ。それから、定期的に外部の監査を受けるということ。それから、これらの結果ということで、基金設置者は、上記基金台帳の内容や外部監査の結果といったことについて、協議会構成員に対して定期的に報告するといったような枠組みを事前に決めておくということで、国民に対する説明責任という観点からの透明性の確保を図るといったことが一案ではないかというような形で提示させていただいております。

事務局からの追加的な補足事項については、以上となります。

○中村座長

ありがとうございました。では、構成員の皆様からのご意見、ご質問を頂戴したいと思います。ご意見、ご質問のある方は、挙手をしていただくなどの合図をお願いいたします。

○田中組合長

自治体以外の基金を設置する場合の案ですけど、これを見ると、漁業組合で管理運用をしっかりとすることでいいんですね。そういうことですか。

○中村座長

私はそのように理解しておりますが、事務局のほうから何か追加はございますでしょうか。きっちり管理していただくならば構わないということですね。

○清水新エネルギー課長

そういう趣旨でございまして、まさに自治体以外に設置する場合については、例えばこういう形でしっかりと管理をしていただくということが前提であれば、1つの説明責任の果たし方かなということで案として出させていただいております。ただ、きちっと管理するということが国民への説明責任ということで、形式的にもしっかりとプロセスが担保されている必要があるかなということで、こうした台帳の備え付けとか、外部監査、それから内容の報告といったようなことが1つの案かなということでございます。

○中村座長

よろしいでしょうか。

○田中組合長

はい。どうもありがとうございました。

○中村座長

ほか、何かございませんでしょうか。

#### ○田川町長

三種町の田川と申します。よろしく申し上げます。

鉱業権について、質問というよりも意見なんですけれども、石油採掘に多分関係していることだと思っているんですが、能代市や三種町沖では、今、CCS、二酸化炭素の回収・貯留事業の有力地としてこれまでいろんな調査が行われております。この後、有力地の中から調査井の選定段階に進むというお話を聞いております。CCS技術のほうは、石油開発や採掘の技術を活用しているということで、今回の場所もかなり深いところということなので、互いの事業に支障はないと認識しているんですけれども、今後、洋上風力の事業を進めることによってCCSの導入事業に支障が生じることがないように、ぜひご配慮いただきたいと、このように思っていますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

#### ○中村座長

ありがとうございました。事務局のほう、お願ひします。

#### ○清水新エネルギー課長

先に座長のほうからご発言いただければと思ひますが。

#### ○中村座長

そうですね。まず、ご指摘のとおりだと思ひますが、基本的には情報共有というのが何より大事だと思ひんです。洋上風力のほうにも情報を流すこと、逆にCCSのほうも、ある程度情報がわかっているれば、協議会に流していただければ、それを反映させた設計は可能になると思ひんです。とにかく情報共有をちゃんとすることが何より大事だと思ひますので、今後ともよろしくお願ひいたします。

では、事務局のほう、お願ひいたします。

#### ○清水新エネルギー課長

エネ庁、清水でございすが、今まさに座長にご指摘いただいたとおりだと我々も思っ  
ておひまして、しっかりと情報共有をしていくということで、そういう意味では共存できるものなのかなと思っ  
てございすが。一般論としては、CCSの場合の貯留層の深さというの  
は、そういう意味でかなりの深さだというふう  
に理解をしておひますので、この着床

式の洋上風力発電とCCSというのは、相互に支障を与えず実施することが十分可能な2つの技術だと思っておりますし、経済産業省といたしましても、まさにCCSというのが温暖化対策の技術の1つとして非常に重要なものだと思っておりますので、当省の中でも関係部局としっかり連携をしながら、必要に応じて進めていきたいと思っております。

○中村座長

ありがとうございました。

○田川町長

ありがとうございます。

○中村座長

では、ほかに何か質問はございますでしょうか。

○大高組合長

能代市浅内漁協の大高です。

5ページの点線の四角の中で、真ん中の「基金設置者は、定期的に外部監査を受ける」と。例えばこの外部監査というのは、どういう人を外部監査として見ているのでしょうか。

○中村座長

詳細なことはこれからの議論になると思いますが、事務局で何か原案はございますでしょうか。

○清水新エネルギー課長

そういう意味では、理念といたしまして、まさに国民の皆様方から見て、しっかりと賦課金が使われているということの説明責任がどう果たせるのかということが多分、基本原則だと思いますので、その観点から、第三者と言えるような方にしっかりと監査をしていただくというような原則が守られていれば、その具体的な案というのは、まさに今後、議論をしながら詰めていければと思いますが、一般的に、そういう意味で企業等も含めて、第三者がしっかり見ているといったようなことが言われるような通常の仕組みの1つなの

かなと理解してございます。

#### ○中村座長

よろしいでしょうか。

#### ○大高組合長

はい。もう一点ですけれども、外部監査といいますと制限があると思うんですね、監査を受ける側にとっては。誰かが制限があって、我々が、例えば基金設置者となれば制限があると思うので、それがどういう形の制限なのか。骨格というか、これを作った場合の、いわゆる監査を我々が受けるための何か制限があるのかなと思うんですけれども。

#### ○中村座長

詳細な議論は、多分これからになると思いますが、それ以上のことは何か。あくまで、先ほどから事務局の説明があったように、国民から見て特に何の問題もなく、公明正大にやっているかということさえわかれば私は構わないと思うんですが、事務局のほうから何かございますでしょうか。

#### ○清水新エネルギー課長

この後、お諮りさせていただく協議会のとりまとめの案といったところで、また関連する議論が出てくるのかと思いますが、今、座長からお話がございましたとおり、まず基金の運用、運営といったところでしっかりと適切な執行がされているかといったところが、これは当然のこととしてのまず1つの確認すべき点ということかと思います。

それから、協議会のところでも、後ほど出てきますが、使い方といったようなところにつきまして、協議会構成員に対して必要な協議をすることということがとりまとめの案で載せてありますが、まさに使い方としては、こういう形でこのお金を共存共栄のために使っていこうということで、関係者で決められたルールに沿って使われているかということで、今ご指摘のありました何かプリンシプルがあるのかというのは、まさにこの協議会のとりまとめと、それに基づいて、関係者の中でこういうふうに使っていこうというルールがおそらく今後できていくと。そのルールに沿って使われているかという用途、それからその使われ方が適切なのかということでの透明性の確保といったことを確認してい

ただくと、そういうことになるのかなと思っております。

○大高組合長

ありがとうございました。よくわかりましたので、ありがとうございます。

○中村座長

ほか、ございませんでしょうか。

○松本准教授

東京大学、松本でございます。座長、よろしいでしょうか。

○中村座長

お願いいたします。

○松本准教授

前回、この基金の原資となるのは、固定価格買取制度という国民負担によるものですから、透明性を持って運用をお願いしますと申し上げました。今回、事務局より、自治体以外に基金を設置する場合の透明性の確保のための追加的方策として、清水課長からも先ほどお話があったように、詰めはこれから詳細に検討されると思いますが、透明性の確保は、今後、洋上風力発電の理解を全国的に進めていく上でも非常に重要なことだと思っておりますので、ぜひ収支の公表をお願いしたいと思っております。

以上です。

○中村座長

ありがとうございました。全国的にも、今さら言うまでもありませんが、洋上風力が進んでいるのは、非常に秋田が進んでおります。ひょっとしたら、日本で最初にこういうことを始めるかもしれません。そのため、他の規範になるものですから、十分注意して慎重に進めていきたいと思っております。

ほか、ございませんでしょうか。よろしいですか。

では、次、議題の(2)「本協議会意見のとりまとめ」に入りたいと思っております。



では、事務局より「協議会意見とりまとめ（案）」の説明をお願いいたします。

#### ○清水新エネルギー課長

それでは、お手元の資料5と資料6を用いまして説明させていただければと思います。

まず、お手元のほうの資料5ということで、2ページもしくは両面になっているかと思いますが、促進区域の案ということで、裏側もしくは2ページ目のほうで地図が書かれているかと思いますが、この地図の（1）から（9）ということで座標軸が出ているというものでございますが、具体的にはこういった形での指定によって区域を指定していくというところの区域の場所の案が資料5でございます。この場所を促進区域に指定していくというプロセスを進めるに当たっての協議会としての意見というものが資料6とさせていただきます。お手元の資料6というところで、第2回までの協議会の場でのご議論、それから、その後、構成員の皆様方と調整をさせていただきまして、本日、たたき台ということで案として提示させていただくものでございます。事務局のほうからご説明をさせていただければと思います。全体の構成として、「はじめに」、「協議会意見」、「留意事項」というふうになってございまして、3ポツ以降はずっと留意事項が並んでいるという構成でございます。

まず、「はじめに」というところでございますが、こちらは趣旨ということで、協議会において法律、それから規則等に基づきまして、能代市、三種町および男鹿市沖の区域について、促進区域の指定及び発電事業の実施に必要な協議を行ったということの趣旨が1ポツでございます。

2ポツで「協議会意見」というところでございますが、協議会として、この区域において発電事業を実施することということが支障を及ぼさないことが見込まれるものとして、先ほどの資料5というところの別添の図面・座標のとおり、促進区域と指定することに異存はないということでございますが、ただ、その指定に当たっては、次の事項について留意することということで、3ポツの留意事項についてしっかり留意することを前提に認めると、そういう立てつけになってございます。

3ポツで「留意事項」ということで、（1）「全体理念」から（7）までかたまりがございまして、まず、全体理念というところでございます。選定事業者は本協議会意見を尊重して発電事業を実施することということ。それから、地元との共存共栄の理念、それから、この事業が地域における新たな産業、雇用、観光資源の創出などの価値を有するというこ

とについて十分に理解し、地元自治体とも連携しつつ、地方創生にも資する発電事業の早期かつ確実な実現に努めるという大きな理念でございます。

それから、3点目のところは、基本方針に記載された長期的、安定的かつ効率的な発電事業、それから多様な利用との調和、公平性・公正性・透明性、それから、計画的かつ継続的などといった4つの目標の実現ということの対応を行うということ。

それから、選定事業者は、設備の設置までに、協議会の構成員となっている関係漁業者の了解を得るということ。一方で、協議会及び構成員については、この協議会とりまとめを尊重して行っているということであれば、発電事業については了承するということが全体の大きな立てつけでございます。

続きまして(2)のところで、地域や漁業との共存、それから漁業影響調査というところでございます。まず、最初のポツで、全体の理念ということで、地域や漁業との共存共栄の理念を理解して、丁寧な説明・協議の実施といったようなことも含めて、信頼関係の構築に努めること。

それから、2つ目のポツで、地域や漁業との共存共栄の理念のもとで、今後設置される基金への出捐等ということを通じて、発電事業で得られた利益を還元することによって、地域や漁業との協調・共生策を講じることとということでございます。その規模(総額)については、20年間の売電収入と見込まれる額の0.5%を目安とするということ、それから各年度の基金への出捐等の額、使途、その他地域や漁業との協調・共生策の実施に必要な事項については、選定事業者が協議会構成員に対し必要な協議をすることとということでございます。先ほどの質問との関係で申し上げますと、こうした協議によって具体的なルールが決まっていくと。そのとおり運用されているのかということになるかと理解してございます。

3つ目のポツでございますが、選定事業者、関係漁業者、地元自治体等は、基金の設置・運用に際して、公平性・公正性・透明性の確保や効率的な発電事業の実現も含めた配慮をしていくということ。それから、自治体以外の基金を設置する場合には、基金の設置者は、先ほど申し上げた点でございますが、運用状況等を管理する基金台帳の備え付け、定期的な外部監査、それから併せて、その結果等の協議会構成員への報告といったようなことで透明性の担保を図るということ。

それから、最後のポツが、漁業影響調査の関係でございますが、漁業影響調査を選定事業者が行うというようなことで、原則として発電事業の実施前の調査を含むということで、

そのやり方についてはよく関係者の意見を聞いて、それを尊重してやるということということでございます。

(3) 以降が、設置、それから建設、実施といったような各プロセスにおける留意点というところでございます。このあたりについては、基本的には関係者とよく丁寧な協議等でやっていくということが書かれているものでございます。

順番に説明させていただきますと、(3)の最初のポツのところでございますが、設置に当たり、関係漁業者への丁寧な説明・協議を行うことという点。

それから、促進区域内の水深10メートルよりも浅いところには設置しないというようなこと。

それから、3点目に、既存海洋構築物の保全及び管理に支障を及ぼすことのないように、各施設の管理者への丁寧な説明・協議を行うということ。

それから、船舶の航行の安全を確認するという観点から、関係漁業者、船舶運航事業者、海上保安部等々への協議を事前に行うというようなこと。

それから、5つ目の点が、先ほどの議論でもございました電波環境への支障を及ぼすことがないような配慮を十分にするということ。

それから、こちらも先ほどご説明させていただきました、鉱業権者についても事前に丁寧な説明・協議を行うことというのが、まず設置位置等を決めるに当たっての留意点でございます。

めくっていただきまして(4)で、今度は建設に当たっての留意点というところがございます。建設に当たっての安全対策等については、十分な時間的余裕を持って関係漁業者や船舶運航事業者等々に丁寧な説明・協議を行うということ。

それから、既存海洋構築物に被害が及ばないような十分な措置を取るということ。

それから(5)で、発電事業の実施ということで、実際に動かしている期間の話でございますが、まずメンテナンス等の実施に当たっては、十分な時間的余裕を持って関係漁業者、船舶運航事業者等々の関係者への丁寧な説明・協議を行うこと。

それから、漁船を含めた船舶の安全の確保といったような観点で運航ルールを定めるということについて、関係者に十分な、丁寧な説明・協議を行うことというのが(5)でございます。

続きまして、(6)で環境配慮事項というところで、こちらも環境アセス法に基づいて当然やっていくところがございますが、しっかりと書いているという趣旨でございます。選

定事業者は環境影響評価法、その他関係法令に基づいて適切に行うと。アセスを適切に行うとともに、地域住民に対して丁寧に説明をするということ。それから経産大臣や知事等の意見なんかも踏まえて必要な対策を講じるということ。

それから、配置・規模・構造の検討に当たって、騒音、超低周波音、風車の影、鳥類、海生生物、景観への影響について適切に調査・予測・評価を行うということと、結果を踏まえて、回避・低減に配慮するということ。

それから、3つ目のポツですが、不確実性が伴うということでございますので、工事中及び供用後も、必要に応じて環境監視や事後調査ということも実施しながら、重大な環境影響が懸念された場合は、追加的な環境保全措置を講じることということでございます。

最後に（7）その他ということで、現時点で想定されるものについては、構成員の皆様とも相談の上、書き込ませていただいたところでございますが、なかなか見通せない事態も今後発生するかと思われま。そのため、今後、事業者が選定され、発電事業が実施されていく中で、上記以外に協議、情報共有を行うべき事項が生じる場合については、必要に応じて本協議会を通じて行うことという形で、全体のバスケットクローズを（7）で書いているところでございます。

以上、事務局のほうから、あくまで案の提示ということで書かせていただいたところでございます。

#### ○中村座長

どうもありがとうございました。これを見ますと、非常に重要な内容を含んでいるように思われます。また、（2）のところ0.5%という具体的な数値が書かれていることも非常に重要なことかと思えます。そのため、少しでも多くの方の意見を聞きたいと思えます。まずはということで、一番直接の関係が深いと思われる能代市長様、いかがでしょうか。

#### ○齊藤市長

前2回の協議会の中で、私どもは市といたしまして、地域並びに漁業者との共生ということ、更には、懸念される低周、波騒音、前回ご指摘させていただきました電波障害、今日、伊藤先生からお話をいただきましたけれども、そういったことを提案させていただき、勉強させていただきました。今回のこの案につきましては、それらの法定協議会で議論さ

れたことをきちっと入れていただいておりますし、それから、地域住民の皆さん方が懸念をしているところについてもきちっと答えていただいていると思っております。大変ありがたいことでもありますし、これからも、ぜひとも協議会の皆様方のご尽力をいただきながら、よりよいエネルギー再編成に向かって我々も事業化に向かって頑張っていきますので、ご指導いただきたいと思います。

ただ、1つ、おそらく今回の中でちょっと私、理解できない——理解できないというよりも教えていただきたいんですけども、基金の出捐金の0.5という、このところの根拠といいますか、そのところが今まで説明がなかったところかなと思っております。できますれば、このところをしっかりとご説明いただければ、漁業者の皆さんにしても理解が進むんじゃないかと思っておりますので、ここを、ひとつ指摘させていただきたいと思いますが、全体としては、このとりまとめ案、大変よくまとめていただいたと。事務局の皆様方にも感謝申し上げたいと思います。

以上であります。

#### ○中村座長

ありがとうございます。この0.5%の根拠でございますが、私が聞いた限りでは、国と県の間で様々な議論があり決定した数値だということ聞いております。秋田県としましては、もう少し大きいほうがいいというのは当たり前なんですが、やはり事業者のことも考え、様々な議論を経てこのような数値になったと聞いておりますが、事務局のほうから発言していただけますでしょうか、0.5%の根拠を。

#### ○清水新エネルギー課長

むしろ、この協議会のとりまとめということで、どういう形であれば、まさに共存共栄でしっかりやっていけるのかということのご地元のご議論の積み上げの結果だというふうに理解をしておりますので、そういう意味では、可能であれば、むしろ県なり漁業関係者の皆様方のほうから補足の説明等があれば、いただければと思っております。

#### ○中村座長

ありがとうございます。まずは、せっかくですから私の個人的な意見を言わせていただきますと、0.5%の妥当性というのは議論があるかと思っておりますが、具体的な数値を示し

たということは非常に重要なことだと思っております。地域貢献だということはよく叫ばれていますが、掛け声だけでは何も起こらないというのは最悪の事態です。ただ、この場合、0.5という数値が示されたということは、最悪の場合でも0.5の分は出していただけるということになりますので、これは大きな進歩ではないかなと思いますが、0.5に關しましては、いかがでしょうか。

#### ○石川新エネルギー政策統括監

やはり地元の県といたしましては、この発電事業を通じて、地域の共存共栄策の原資として多くの基金を積んでいただければ、それはそれでよろしいかなと思っていましたけれども、具体的に何%であればいいかというのは具体の根拠はなくて、これまで国、それから漁業関係者、市町村の方々といろいろ議論してまいりました。ただ、発電事業の規模が大変大きいものですから、0.5%といえどもかなりの基金になります。そうしたことも踏まえながら、やはり1つは、国民への賦課金という形で国民が負担するものですから、そこら辺も考慮しながらということで、結果的に、この0.5%であれば皆さんが納得できるんじゃないかということで、本協議会で提案させていただいているところです。

以上です。

#### ○中村座長

よろしいでしょうか。

#### ○齊藤市長

座長、済みません。私はこの0.5について異論があるわけではなくして、1つの考え方として、当然、漁業者の皆さんと、今まで生活をかけて、生活のなりわいとしてきた皆さん方に影響を与えることですから、基金を作って、その基金を生かして、例えば今後、漁業振興だとか、「とる漁業からつくる漁業」だとか、いろんなことが考えられると思いますが、それに基金を使うことはいいと思うんです。

更に、当然、皆さんわかっているとおりでありますけれども、今回のこのいわゆる洋上風力というのは、大変失礼ですけれども、重点的には事業者の皆さんということがあるんですけれども、やはり地元の地域住民からすれば、景観の問題だとか、いろんなご意見があります。ですから、今、事業者の皆さん方の中であるのは、1つには基金ということも

あるんですけども、もう一つ、地域に対する貢献というのもあろうかと思います。

ですから、この基金の使い方のところ、いわゆる漁業者向けの部分と、それから、いわゆる一般の地域の皆さん方の部分、何を言いたいかというと、今の事業者の皆さん方の中には、この基金に積み立てをするということが1つと、もう一つは、地域に貢献する、例えばいろんなイベントだとか、地域の活性化だとか、地域が抱えている課題に対してお金をある程度自分たちの利益の中から還元していくということも考えておられる事業者もおられるものですから、そのところにも配慮していただければ、今申し上げたとおり漁業者の皆さんにもプラスになりますし、地域にとっても非常にプラスになるのではないかなという思いでこの0.5に触れさせていただきました。

#### ○中村座長

それに関してでございますが、この使い道に関しては、今後、協議会で議論することになり、海の上のことにも陸の上のことにも使われる予定です。そこら辺をどういうふうにするかは今後の議論ですけど、漁業の関係の方にとっても重要なことですし、地域の方にとっても大切なことですから、陸の上のことにも使う可能性がございます。それについてはまた今後の議論になると思います。海の上と限定しているわけではないと聞いております。

#### ○齊藤市長

ぜひとも、そこのご理解をよろしく願いいたします。

#### ○中村座長

よろしいでしょうか。

では、続きまして、男鹿市長様はいかがでしょう。

#### ○菅原市長

皆さんで大変よく議論を進めてきてくれたと思って感謝しています。何とかこの事業が男鹿市民の理解、皆さんの理解を得ながら進んでいくことを期待しています。そのためにも今後、この情報を何とか円滑に伝えていただきたい。この協議会を通してみんなが情報を共有できるように、常にオープンに議論していく場であってほしいと思います。

以上です。

#### ○中村座長

ありがとうございました。この協議会はこれが最後ではなく、まだまだ続くということですので、よろしく願いいたします。

では、続きまして、三種町長様、いかがでしょうか。

#### ○田川町長

国や県の担当者の皆様にはこれまで協議会を開催して、いろんな課題についてご説明をいただきました。本当にありがとうございました。このとりまとめに当たっては、それぞれ漁業関係者、そういうところに大変なご苦勞をされたこととっております。このとりまとめの案については、特段反対するものでございませぬので、ぜひこのとおりに進めていただきたいなと思ひますし、関係者が皆さん合意した上であれば、ぜひこれをもとに、今後、事業者の方々も真摯に受けとめていただいて、これに伴って事業をどんどん推進していただきたいと、このように考えておりますので、よろしく願ひしたいと思ひます。

#### ○中村座長

どうもありがとうございました。

続きまして、漁業関係の方から何かございませぬでしょうか。願ひします。

#### ○杉本理事・五里合地区漁業者代表

秋田県漁協の杉本です。

0.5%のことで、こだわるわけではございませぬけれども、1つ願ひがあります。実際に0.5%といつても、どれくらいの金額になるのかよくわかりませぬけれども、国民の皆様からご負担いただくお金ですので、そうむやみに大きくしていただきたいとは申しませぬけれども、直接的な被害を被るであろう組合員の皆様が多くいる地区に応分の、どここの地区においても応分の利用ができるような額にしてもらいたいというのが1つです。

私は男鹿市なんですけれども、多分、売電価格というのは、男鹿市地区に建つ風車の売電価格の0.5%になると思ひますけれども、その0.5%がどのくらいの額になるかわかりませぬけれども、影響を受けるであろう組合員は男鹿市地区が非常に多いわけです。



それを、0.5%といっても、今あったように地区の皆さん、それから自治体、多くの方々が利用しなきゃいけないと思いますし、実際に漁業を営んでいる組合員の皆さんにどのくらい入るのかもわからない状態ですので、できるだけ手厚いというか、そこら辺を考えた配分方法を考えていただければなと思います。よろしくお願いします。

#### ○中村座長

その配分方法でございますが、それはこの協議会で議論することだと思います。洋上風車が建った場合、被害を受けた人もいるし受けない人もいるかだと思います。それを見て、特に被害を受けた方に優先的に配分するのは当然のことですから、それはここで議論すればいいのではないかと思います。今現在では、まだどこに幾ら配分するかは決まっておりません。

そして、前回、例えばハタハタの専門家が来られましたが、ハタハタの生態自体まだわかっていないところがあるということです。かなり不確実性を伴いますので、今ここでどこに幾らと決めるのではなく、風車が建って様子を見て、それで特に被害を受けた方に優先的に配分するというにすればよいのではないかと思います。いかがでしょうか。

#### ○杉本理事・五里合地区漁業者代表

よろしくお願いします。

#### ○中村座長

事務局のほうから何かございますでしょうか。

#### ○清水新エネルギー課長

今、座長ご指摘のとおりと理解しております。まさにこの場の中で、どういう配分がいいのかというのはまた今後ご議論いただく部分だと思いますし、逆にこういった部分については決めておくべきだというようなご議論があれば、まさにこの場のご議論に応じて決めていく話かなというふうに理解してございます。

#### ○中村座長

ありがとうございました。ほかに何かございせんか。

お願いします。

#### ○加賀谷組合長代理（工藤専務理事）

秋田県漁協の工藤でございます。組合長が今日、欠席ということで代理でございますが、発言をさせていただきたいと思います。

今、議論の0.5%というお話なんですけど、私どもは、前回の第2回目の協議会の中で、適正な水準でお願いしたいと。ただ、事業開始当初は、かなり事業規模を集中的にやる必要があるんで1%程度でお願いしたいというお話を要望させていただいたんですけども、結果的には、このとりまとめ案の中で、いろいろ国、県の方が協議して、トータルとすれば0.5が適正な水準じゃないかというような判断をされたものと思っております。それと同時に、各年度の事業規模といいますか、そういうものについては、それぞれの年度で協議しながらということで、20年間均一の事業費ということでもないということで、そこは私どもの要望を取り入れていただいたと考えています。

先ほど杉本委員のほうからも話がありましたように、実際稼働してみないと、また公募の段階で売電単価が幾らになるのかとか、あと稼働率の問題、そういう中で売電収入が決まってくるわけですので、今の時点で幾らになるというのは誰もわからないかと思いますが、この水準であれば適切なレベルじゃないかなとは考えております。

0.5%については以上の話なんですけれども、二、三お伺いしたいことがあります。というのは、第1回目の協議会の中で、公募に当たっての配点が、我々漁業者に対して低いんじゃないかということで、上げてほしいという意見が田中組合長のほうからも、私どものほうからもあったわけなんですけれども、それに対してその席でのご回答は、この協議会で利害関係者のご意見といったものをご議論いただいて、それを踏まえた公募をする形になると思うというような回答をいただいております。その議論がこの協議会で行われているのかどうか。

あと、田中組合長のほうから、これは議事録を見ればわかると思いますけれども、二番手、三番手の事業者との協議を持っていくような仕組みはできないのかとか、あとは前回、第2回目におきましては、信頼関係を築ける事業者が確実に選ばれるよう、今後の公募条件の検討に際し、ぜひともご配慮をお願いいたしますというような要望も行ってあります。これに対するご回答をぜひお願いしたいなと思っております。

以上です。

### ○中村座長

ありがとうございました。では、事務局のほうからございますでしょうか。

ただ、それは、私個人としてはもっともなことだと思いますが、この次の段階の話かなという気はいたします。実際これでとりまとめが出て、事業者が公募になったとき、そのときですから、この次の段階の議論ではないかと思いますが、事務局のほう、いかがでしょうか。

### ○清水新エネルギー課長

済みません、3点目のご質問だけでもう一度お願いできますか。恐縮です。

### ○加賀谷組合長代理（工藤専務理事）

3点目というのは、前回の最後をお願いした話なんですけど、私たちと信頼関係を築ける事業者が確実に選ばれるよう、今後の公募条件の検討に際し、ぜひともご配慮をお願いいたしますという話ですので、これは協議会で議論するとかという話ではないかと思いますが、直接、現時点での回答は結構だと思っています。

### ○清水新エネルギー課長

わかりました。済みません、お答えをし切れているかどうかわかりませんが、まず、今の最後のご質問等と冒頭の配点の話にも多分かかわってくる部分なんじゃないかと思いますが、ご指摘のとおり、これまでの、昨年の法施行後のガイドライン等々の議論の中でも、基本的には、配点について基本原則を決めさせていただきまして、公募のガイドラインの中でも、その基本のラインを書かせていただきつつ、場合によっては各地域ごとでも変わり得るといいうところもある一方で、当然、日本全国で公平性といったことについても配慮していく必要があるというようなことが、もともと昨年の段階での全体のガイドラインとして書かせていただいているところかというふうに理解しております。

その上で、当然、各地域ごとにどういうふうにしていくのかというご議論もあり得るものということで、今後の議論次第と申し上げたわけですが、同時に、先ほど申し上げましたとおり、各地域の公平性ということの中でいきますと、まさにこの協議会のとりまとめの中身というところで、こういう中身であればしっかりやっていけるねという

ところで、関係者、協議会の皆様方でご了解いただけるのであれば、全体の公平性という観点からも、基本的には事務局としては、原則、日本全国のガイドラインで示した基本の配点でいきたいと考えてございます。

そういう意味で、まさにそういう形で、プロセスの中で選ばれた事業者さんという方がどういう方であっても、この協議会のとりまとめというものをしっかり守られる者であれば、これは信頼関係を持ってやっていけるということで、基本的には関係の皆様がご理解いただけるというようなものを、むしろとりまとめの中にぜひ盛り込んでいただきまして、このとりまとめの内容であれば、公募のプロセスの中で、今年の夏の段階で全国的な形で示したガイドラインの配点でいけるんじゃないかというような案でむしろとりまとめただければ、全体としてはベターかなと思っておりまして、もし、そういう意味で皆様方の中でご懸念があるのであれば、むしろ協議会のこのとりまとめの内容をより充実させるという方向でまずはご議論いただければということが原則なのかなと思ってございます。

済みません、ちょっとお答えとして不十分であれば、もう一度追加でご質問いただければ対応させていただきます。

#### ○中村座長

いかがでしょうか。

#### ○加賀谷組合長代理（工藤専務理事）

配点を変えろと言っているのではなく、1回目の協議会でそういう要望が出されて、それに対するご回答として、協議会での検討というお話もあったものですから、それが行われたのかどうかというあたりについての質問であったということでご理解いただきたいと思います。

ですから、今のお話のように、協議会に対して事務局としては、当初の原案どおりでいくのがベターであるというような提案をしていただき、それを協議会で議論して、結果どうなるかわかりませんが、結論を出していただければ、それはそれでよろしいんじゃないかと思いますが、その議論がないところについてどうなのかというような話をさせていただいたところです。

#### ○中村座長

なるほど。これについては、たしか、いろいろ意見は最初からあったと思います。地域のことを考える業者でなくてはいけない、そちらの配点を増やす必要があるという意見はあったように記憶しております。ただ、少なくとも、この業者は非常に長期間、海の上で発電を行うわけですから、長期にわたる安定な運営が可能であるということも要求されます。どれも全て重要なことなんですね。それを考えますと非常に難しい、頭の痛いところなんです。我々としては、地域のことを考えていただけたところが望ましいんですが、少なくとも20年と非常に長い間運用することになりますから、長期にわたる安定的な運用も絶対に必要になります。そうすると、どれも重要になるというのが正直なところなので、配点をどのようにするかというのは、私は非常に個人的には頭が痛いと思っております。だから、1回目で提示された案に対し私ならどうするかなど考えたならば、自分でもこれがいいとは思わないが、難しいなとしか思えなかったですね。

いかがでしょうか、ここに出席の皆様方。たしか1回目のとき、そのような議論が出たと記憶しておりますが。

先ほど事務局のほうから説明がありましたが、この協議会意見に追加をするということでも更に対応するという手もあるかと思えます。そのようなことも考えられますが、いかがでしょうか。

この次の段階で事業者を選ぶこととなります。そのような場合、多分、今以上の議論が出てまいりと思います。そのような場合、様々なことが考えられますが、発電単価のこともありますし、地域のことをどれだけ考えるか、また安定的な操業が可能であるかということも重要になります。少なくとも、今回、0.5%ということで、地域のところ、ある程度地域の基金に出す、出捐するということは要求されますので、全くそれができない業者ははじくことができます。それである程度は地域のことを考えた業者を選ぶことは可能かなど、確実にそれは考えております。

いかがでしょうか。

#### ○清水新エネルギー課長

よろしいでしょうか、座長。

#### ○中村座長

お願いします。

## ○清水新エネルギー課長

ちょっと補足させていただきますと、まず今後の流れでございますが、本日、そういう意味ではご議論いただきまして、本日なのかどうかわかりませんが、協議会としての意見が取りまとまりましたら、これは第1回のときにご説明させていただいて、ちょっとお手元にないかもわかりませんが、その後は、この促進区域の案につきまして公衆縦覧といったことをさせていただきまして、ご意見も踏まえまして、問題ないということであれば区域の指定というふうになります。その上で、その後、公募というプロセスに入っていくというようなこととなります。ですので、その公募に当たって、もちろん、もう一度開き直すというのはゼロではないのかもしれませんが、基本的には、この場でぜひご議論をいただきたいと思っております。

済みません、ちょっと手元になくて恐縮ですが、占用公募制度の運用指針ですとか、昨年、国のほうで、当省と国土交通省さんのほうで開きました合同会議におきまして、基本的には今回の法律において、やはり効率性ということが非常に大事な要素であると同時に、地域との共生ということも大事であるということで、全体のルールとしての配点ルールということもバランスの中で決めさせていただいております。

その中で、地域との共生といったものについては、これまでのほかのPFIといったような事業との比較なんかでも、これまでの国の様々な事業の中でも、最大限、そういう意味では地域に配慮した数字という形で、国のほうでも審議をさせていただいているところでございます。

ですので、先ほど申し上げましたとおり、これでは納得いかないというところは、各地域ごとの部分もございましてご理解いただければと思いますが、同時に、これまでのそういったプロセスを踏まえますと、事務局の案といたしましては、国全体で効率性、価格の競争ということと地域との共生ということでバランスを決めさせていただいたラインというところを原則にしつつ、その原則に沿って、この協議会の意見に沿った人であれば、地域と共生できるよねという案を取りまとめていただければと思っております。

そういう意味では、後々というよりも、むしろこの場で、その前提でこの協議会の意見で問題ないかということでご議論いただき、どうしてもそこが、そういう意味で、やはり違うんじゃないかということであれば、もう一度そこは仕切り直した上で、ご議論を更に

重ねていく必要があるのかなと思っています。繰り返しになりますが、事務局としては、そういったことの総合的なこの制度の趣旨や、全体のまさに原則も踏まえたと、配点自体は全国のルールに沿いつつ、協議会の意見の中でしっかりと配慮できる事業者を選別するための案を作っていただくというのが、我々のほうでご議論も踏まえて提示させていただいている案でございます。

○中村座長

工藤様、いかがでしょうか。

○加賀谷組合長代理（工藤専務理事）

なかなか回答しにくいんですが、当初の案で私は結構だと思います。委員の皆さんがそれによしということであればですね。

○中村座長

よろしいですか。いろいろな考えがあるのは間違いないと思うんですよね。地域のことも考えていただきたい、20年間安定に運用していただきたい、発電単価も下げたい。どれも重要なので、そこが悩むところで、人によって考え方がいろいろ変わるところだと思います。難しいところです。

ほか、ございませんでしょうか。お願いします。

○田中組合長

三種町の田中です。

事業者が事業を実施する段階になり事業の形が固まってくると、区域を決める段階でわからなかった影響が出てくると思います。だから、選定事業者が決まる、事業の許可を言おうとする前には、その事業者の事業計画が漁業の操業にどのような影響を及ぼす可能性があるのかしっかりと示していただき、我々の、漁業者の同意を取得しなければ事業を実施できないようにしていただきたい。また、その際には、書面による署名など確たる形での了解とすることにしていただきたい、このように考えております。

○中村座長

それは、とにかく選定事業者が、例えば丁寧な説明を行うということだけでは不十分で、書面の同意書を作成しろということですか。

○田中組合長

そう。ただ、同意書であると、今まで了解とかという言葉だけで走っちゃったことがあったから、だからやっぱり同意書を、署名をもって確たるものにして同意としないと。それがなければ了解としないということにしていなければありがたいなと思う。

○中村座長

なるほど。事務局のほうでいかがでしょうか。それを追加するという案ですが。

○松良海洋・環境課長

国土交通省港湾局の松良でございます。

今お話のあった点でございますけれども、当然ながら、事業者の選定後、実際に今回の促進区域の占用許可を出す際には、私ども国土交通大臣のほうから出させていただく形になりますけれども、その際には、ご地元の漁業者の皆様方のご了解が当然必要になってくるというのが大前提でございます。その際に、どのような形で了解の担保を取るかというご議論だと思います。これは漁業者さんのご意向を踏まえた上での対応におそらくなると思いますので、仮に文書のようなものも含めてどういったものかというご要望があった場合は、個々に事業者の方々との調整の中で決まっていく形になると思っております。いずれにしても、漁業者の皆様方のご了解を得ないと占用許可の手続に入れないという形になりますので、そのような手続になっていくのではないかなと思っております。

○中村座長

よろしいでしょうか。ほか、ございませんでしょうか。

○加賀谷組合長代理（工藤専務理事）

座長、済みません。秋田県漁協、工藤です。

とりまとめ案の（５）になりますが、「発電事業の実施に当たっての留意点」のポツの２



つ目です。「選定事業者は、漁船を含めた船舶の安全の確保のため、洋上風力発電設備等の周辺における船舶の運航ルールを定めることについて」とありますが、これは占有する区域内というふうに限定されると理解してよろしいのでしょうか。それとも、この周辺海域全体について、占有区域外も含めて、選定事業者が運航ルールを定める主体となってやっ  
ていくというふうな捉え方になるのでしょうか。

#### ○中村座長

促進区域内だと私は理解しておりますが、事務局のほうでいかがでしょうか。

#### ○松良海洋・環境課長

この文章でございますとおり、「洋上風力発電設備等の周辺における」ということであります。当然、第一義的には促進区域内全て、この区域内におきまして、漁業者の方、それから一般の船舶運航事業者の皆様方、この方々の運航ルールをきちっと定めておかないと、発電設備周辺のみならず、周辺海域全体、促進区域の中の全体の海域に影響を及ぼすようなことがないようにという趣旨で決められているものと理解しておりますので、座長のご発言にございましたとおり、促進区域内全体のところの運航ルールをしっかりと定めていくという形になるかなと思っております。

#### ○中村座長

よろしいでしょうか。

#### ○加賀谷組合長代理（工藤専務理事）

促進区域全体の船舶の運航ルールを定める主体は選定事業者になると、そういうふうなことになるんですか。

#### ○松良海洋・環境課長

この文書でございますとおり、選定事業者の方が運航ルールを決めるに当たりまして、関係者の皆さん方に説明とご協議をさせていただくという形になりますので、当然、ここに書いております諸々の関係者の方々、漁業者さん、運航会社、あるいは海上交通の安全を確保する海上保安部等々の皆様方、港湾管理者も含め自治体の方々と協議をして、事業

者のほうで決めていくというようなスキームになるかと思っております。

○中村座長

主体というわけではないと思いますが。

○加賀谷組合長代理（工藤専務理事）

私、理解できないのは、2行目の「船舶の運航ルール」という、この船舶というのは、例えば工事を行うための船舶とか、自分たちが必要としている船舶の運航ルールを定めることについてほかの人と協議してという話であればわかるんですけども、漁船やら一般船舶やら、それらも含めた運航ルールを選定事業者が定めるというのは、ちょっとそこはあまりにも……。極端な言い方をすると、漁船の操業に関して、漁船の航行に対して、選定事業者と協議しながら決めていかなきゃいけないというような話というのは、ちょっとおかしいんじゃないかなと思いますけれども。

○中村座長

そこまで主体的に決めるものではないと私は思っております。ただ、少なくとも、促進区域内で操業を行う場合のときの安全を保つために、そこら辺は、漁船とか一般船舶とかとよく相談しなさいという意味だと私は理解しておりますが。主体として選定事業者が主体になるわけではないはずで。

○松良海洋・環境課長

では、事務局のほうから補足でございます。

○中村座長

お願いします。

○松良海洋・環境課長

座長のご指摘のとおりでございまして、この船舶の運航ルールを定める趣旨というのは、行政を含めました皆様方の安全の確保を図るという観点で運航ルールを決めましょうということでもあります。したがって、選定事業者が自ら何か決めて、それを皆様方に守っ

ていただくという趣旨のものではなく、むしろ漁業者の皆様方、あるいは船舶の運航の事業者様方、その方がこういうような運航ルールでしていただきたいというお話をもって、しっかりと安全を確保していくための運航ルールはどうかというのをまさに調整の中で決めていただくと、そういったような性格のものかなというふうに理解をしております。

#### ○中村座長

いかがでしょうか、工藤様。

#### ○加賀谷組合長代理（工藤専務理事）

この文章の流れだと、選定事業者は、確保のため運航ルールを定めるというふうな読み方になると思うんです。それを定めるに当たっては、関係者へ丁寧な説明・協議を行いなさいということは、やっぱりこのルール自体を定めるのは、選定事業者が関係者と協議して定めなさいという話ですので、占用区域のエリアであれば、占用している話ですから選定事業者が決めて当然だと思うんですけれども、そのほかのエリアも含んだ促進区域全体について、選定事業者が主体となって船舶の運航ルールを定めていくというような書きぶりはちょっとおかしいんじゃないかなと私は思います。

#### ○中村座長

これがもしも文章で誤解を招くような書きぶりだったら、文章を訂正するというのでいかがでしょうか。あくまで主体となって決めるわけではございませんので。ただ、少なくとも、操業される方に危険が及ぶことがあってはいけませんので、相談しなさいということですから、それに応じて文章を変えるということではいかがでしょう。

#### ○加賀谷組合長代理（工藤専務理事）

内容的には非常に重要なことで、今ご説明いただいたもので結構だと思うんですけれども、くどいようですが、この書きぶりだと、何となく選定事業者が主体となって、他の漁船も含めた船舶の運航ルールを決めていくというような捉え方をされるんじゃないかなと思っはいます。

#### ○中村座長

わかりました。この文章はちょっと訂正させていただきます。後日、これに関しては、必要ならば相談させていただきますが、それでよろしいでしょうか。相談に伺いますので。

#### ○加賀谷組合長代理（工藤専務理事）

それで結構です。よろしくお願いいたします。

#### ○中村座長

ほか、ございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。非常に大事な議題ですので、今のうちに全部言っていただいたらありがたいのですが。

済みません、ちょっと事務局のほうにお願いですが、資料7の説明を飛ばされたような気がするので、今の船舶に関係しますので、簡単に資料7をもう一度説明していただけますでしょうか。

#### ○松良海洋・環境課長

事務局、国土交通省港湾局の松良でございます。

お手元の資料7でございます。本日、委員であります東北旅客船協会の武内専務理事様はご欠席でございます。武内専務理事様のほうから、あらかじめご意見等を頂戴しておりますので、その資料が資料7でございますが、中身に書いてありますとおり、意見といたしましては、「とりまとめ（案）について、協議会の一構成員の立場すなわち海事関係事業者としての立場をもって、異議等なしといたします」ということをご意見を頂戴しております。理由のところを書いてありますけれども、「洋上風力発電設備等の『設置位置』『建設』『実施』『船舶運航ルール』等にかかわってそれぞれ丁寧な説明・協議がなされるものと明記されていることから」ということで、理由も書いていただいているということでございます。

以上でございます。

#### ○中村座長

ありがとうございました。よろしいでしょうか。

では、幾つかのご意見をいただきましたので、事務局の協力を得ながら、必要な修正を

させていただきます。そして必要ならば、皆様方に後日ご相談に伺いますので、よろしく  
お願いいたしますが、本質的な変更というのはなかったように記憶しておりますので、最  
終的な意見のとりまとめは私にご一任いただくということでいかがでしょうか。先ほどの件  
に関しては、後日相談させていただきます。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

#### ○中村座長

ありがとうございます。では、珍しく早く終わりました。以上をもちまして、本日の協  
議会を閉じたいと思います。

本日、とりまとめの方向が見えましたので、事務局、国におかれましては、促進区域の  
指定に必要な手続に着手していただければと思います。また、本協議会に関しましては、  
今後、再エネ海域利用法に基づくプロセスの進展に伴い、必要に応じて開催のお願いをさ  
せていただくことになろうかと思っておりますので、引き続きよろしくお願いいたします。これ  
で最後ではございません。

本日はご多忙のところ、ご熱心に議論いただき、誠にありがとうございました。以上で  
す。

— 了 —